

## 「新しい時代の初等中等教育の在り方について」（平成31年4月文部科学大臣諮問）を受けた答申の取りまとめに向けて

全日本教職員連盟

### 1 はじめに

昨年4月21日に当時の柴山昌彦文部科学大臣から中央教育審議会に対して諮問された「新しい時代の初等中等教育の在り方」について、柴山大臣及び、引き継いだ萩生田光一文部科学大臣の下、あまたの有識者の皆様が議論を尽くして「中間まとめ（確定版）」を公表してくださったことに対し、深甚なる敬意を表します。併せて、私たち全日本教職員連盟やその他の教育関係団体等に対してヒアリングを実施し、学校現場の意見を直接伝える機会を用意して下さっていることに対し、厚く御礼申し上げます。

公表された「中間まとめ（確定版）」を受け、更には今後の答申策定に向け、全日教連の考え及び学校現場から寄せられた声をお伝えします。

### 2 「中間まとめ（確定版）」から「答申」へ

#### (1) 〈I. 総論〉を受けて

- ・ P. 9（教師の長時間勤務による疲弊）においては、「平成30年度（平成29年度年次報告）版過労死等防止対策白書（平成30年10月厚生労働省）」で教職員が重点業種・職種に指定されていることを鑑み、精神疾患による病気休職者数5,212人（「平成30年度公立学校教職員の人事行政調査」）に触れるべきではないか。
- ・ また、同項においては、市町村費負担事務職員配置について地方財政措置制度が十分活用されていないことに触れるべきではないか。財政制度等審議会（令和元年5月16日）平成28年度調査資料によると、地方交付税交付金の算定上配置可能な人数は、小学校1.7万人程度、中学校0.9万人程度である。しかしながら実際の配置は、小学校4,650人（常勤2,198人）、中学校2,597人（常勤1,262人）となっている。
- ・ P. 9（情報化の加速度的な親展に関する対応の遅れ）においては、ICT環境整備面の遅れ（これまで地財措置されてきた年間1,805億円等）に係る地方行政の責任について触れるべきではないか（P.20第2パラグラフ「域内全体としてICTの活用を控えてしまった」ことも関連する）。
- ・ P.12（②学校における働き方改革の推進）においては、令和2年9月1日にスポーツ庁が公表した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」に触れるべきではないか。
- ・ P.19「(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等等を実現する」の第2パラグラフにおいて記載のある「学校に十分な人的配置を実現し」について、教育再生実行会議初等中等教育WGの令和2年9月8日提言においても言及された少人数学級の実現等具体的な方策を加えるべきではないか。

- ・ P.20「(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する」において、標準職務が示された学校事務職員、新型コロナウイルス感染症による臨時休業で重要性が再認識された給食等において食育を推進する栄養教諭、学校における新型コロナウイルス感染症対策や児童生徒の心の相談を担う養護教諭等に言及した一文を入れるべきではないか。
- ・ P.21に、『多様性のあるチーム学校とし、「自立」した学校への変革を実現することが必要である』とあるが、平成27年12月21日の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」を受け、学校現場では様々な取組を進めての現状である。これまでの成果について触れてこそ、今後の方向性となるのではないか。
- ・ また、同項において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により設置が義務化された総合教育会議の役割や成果、今後への期待等を記載すべきではないか。
- ・ P.21「(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する」において、教師を支援するツールとしてのICT環境や先端技術を効果的に活用する中に、いじめや不登校児童生徒、虐待等に対応する関係諸機関との情報共有や連携を加えるべきではないか。
- ・ また同項においては、具体的な事例として学力学習状況調査や体力テスト等のGBT化についても記載すべきではないか。
- ・ P.23「(5) 感染症や災害発生等を乗り越えて学びを保障する」において、特に特別教室や体育館等へのエアコンの設置や非常用発電機の整備等、具体的な記述を加えるべきではないか(P.66(3)にも関連)。
- ・ 「(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する」において総合教育会議に触れないのであれば、本項で触れるべきではないか。

## (2)〈Ⅱ. 各論〉を受けて

### ○ 幼児教育の質の向上について

- ・ P.26「③教育環境の整備」において、新しい生活様式に対応した身体的距離の確保や学校における働き方改革、保育の質向上の観点から、今後、少人数指導の実現(幼稚園設置基準の引下げを含)について、今後の検討事項としていただきたい。
- ・ P.26「④特別な配慮を必要とする幼児への支援」において、関係機関・部局との連携は平成29年4月に法定化(令和2年度末迄に全国展開)された「子育て世代包括支援センター」等を中心に既に進んでいる。これ以外にあるのなら、例示すべきではないか。
- ・ P.27「①処遇改善をはじめとした人材の確保」において、幼稚園教諭や保育教諭等の給料面での改善に触れるべきではないか。確かに、平成27年度に導入された「処遇改善等加算」により、キャリアパスが構築され、職責に見合った給与への改善が図られた。しかし、本給の部分では免許更新があるにも関わらず「一般行政職俸給表」が適用されることが多い。萩生田文部科学大臣は「教職調整額」を教員のプライドに係る部分と御発言され現場として非常に心強く感じたが、本給はまさに

プライドそのものである。優秀な人材の確保にも繋がることでもあるので、幼稚園教諭、保育教諭への「教育職俸給表」の適用について、今後の検討事項としていただきたい。

○ 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

- ・ P. 34「③カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進」において記述のあるカリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の拡大として、「総合的な学習の時間に係る時数の4分の1程度について学校外の学習も授業として位置付けることが可能」や、この度の臨時休業時における「学習内容の重点化」等について、記載すべきではないか。
- ・ P. 35「①小学校高学年における教科担任制の導入」において、教師の持ちコマ数軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するとある。これに関連し、P. 36に「小中連携を促進する必要がある」との記述があるが、現場のからの声では、特に中学校教諭の負担が増加するのではという声が多い。P. 35 最下段の「学校規模（学級数）・地理的条件に着目した教育環境の違いを踏まえ」という視点を大切に制度設計をお願いする。
- ・ P. 37「①不登校児童生徒への対応」において、文部科学省は令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を发出し、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いについて明確に示している。民間施設等との連携については、独立した別項にて説明するとよいのではないか。
- ・ P. 37「②義務教育未修了の学齢を経過した者等への対応」の夜間中学校の項では、多様な生徒について「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」結果をもとに、外国人児童生徒の母国語や国籍について具体的な数値を示すべきではないか。
- ・ P. 38「(6) いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策」において、「魅力ある学校づくり検討チーム」の報告に触れることが必要ではないか。一方、P. 39には、「積極的な指導の充実」や「教育相談体制の整備、教育委員会・学校における組織的な対応の推進を図る」等の取組が必要とある。しかしながら、学校現場においては、既に実施していることであるので、その成果を記述した上で、今後の取組を示すべきではないか。

○ 新しい時代に対応した高等学校教育の在り方について

- ・ P. 39「(1) 基本的な考え方」において、「少子化の進行によって、高等学校としての教育的機能の維持が困難となっている地域・学校も生じているなど社会経済の有り様を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要である」とあるが、高等学校として一括りにすることなく、元来学校数が少ない職業教育を主とする教科を置く高等学校（専門高校）については、単独で検討する必要があるのではないか。

○ 新時代の特別支援教育の在り方について

- ・ P. 47「①就学前における早期からの相談・支援の充実」において、「早期からの支援やきめ細かい就学相談を行うため、5歳時健診の活用」とあるが、法定健診としては、乳幼児健康診断のみ（母子健康法第12条：1歳6ヶ月と3歳児健診）である。5歳児健診の活用については、法改正も含めた検討とすべきではないか。
- ・ P. 47「②小中学校における障害のある子供の学びの充実」において、「特に特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実の観点から、通常の学級に特別支援学級の児童生徒の副次的な籍を導入し、学級活動や給食等については原則共に行うこととすることや、教科学習についても、児童生徒の障害の程度等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である」とある。現在特別支援学級の教職員配置は、在籍児童生徒8人に対して教師1人の配置であり、現実的な方策とは言えないのではないか。本方策を実効可能なものとするためには、人的体制の整備が必要であるのではないか。今後の検討事項としていただきたい。
- ・ P. 51「②特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性」において研修の充実が謳われているが、文部科学省が公表した「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド（令和2年3月26日）」の活用にも触れるべきではないか。
- ・ P. 51「③特別支援学校の教師に求められる専門性」において、平成27年12月21日に公表された中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」を受けて現場で推進された、「教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指した取組」について記載すべきではないか。
- ・ 関連し、養成段階で、その地域に特定の特別支援教育領域に関する単位を取得できる大学が存在しないために、専門性を有する人材の確保が難しいという現状がある。大学間の相互認定等について本項で触れる必要があるのではないか。
- ・ P. 52「(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」に関連し、学校に配置する看護師を法令上位置付けること等は重要であるが、同時にどのように人材を確保するのかについての検討も必要ではないか。

○ 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

- ・ P. 53「(1) 基本的な考え方」において、「外国人児童生徒受入れの手引き（平成31年3月改訂）」及び学校の設置者による受入れの現状について、触れるべきではないか（外国籍の保護者には、その子供に日本の教育を受けさせる義務はなく、日本に在住する外国籍の子供すべてが日本の学校に在籍するわけではないことも含）。
- ・ P. 53「①日本語指導のための教師等の確保」において、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成30年度）」結果を基に、公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数を記載すべきではないか。

- ・ また、同項において、日本語教師について中教審の審議では「公認日本語教師」について議論されていたことを踏まえ、人材確保、質の向上の観点から今後の継続検討事項とすべきではないか。
- 新時代の学びを支える環境整備について
  - ・ P. 63「(2) 新時代の学びを支える教室環境等の整備」において、高等学校まで「1人1台端末」の整備するための予算確保を記載すべきではないか（地財措置で3人1台端末整備の予算を配当）。
  - ・ 令和2年度補正予算で確保された校長裁量により活用できる「学校再開支援経費」は、現場において有効に活用された。地域に開かれた学校を実現するために、校長の裁量権を拡大することについて、今後検討していただきたい。
- 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について
  - ・ P. 66「(3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進」において、「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査の結果について」を基に、子供の安心・安全な学校生活に係る断水時のトイレや非常用発電機等の整備率を記載すべきではないか。
- Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について
  - ・ 見出しは「教員組織」ではなく「教職員組織」または「チーム学校」とすべきではないか（P. 69「(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教員組織の構成等」も同様）。
  - ・ P. 71「(4) 教員免許更新制の実質化」においては、本中間まとめに述べられた「研修」の内容が全て講座として認められるように検討する必要があるのではないか。
  - ・ 「魅力ある学校づくり検討チーム」の報告に教師間のハラスメント対策の推進が盛り込まれており、本項において、これに触れるべきではないか。
- その他
  - ・ 幼児教育については、処遇改善をはじめとした人材の確保についての言及がある。しかし、義務教育や高等学校教育、特別支援教育についてはこれに当たる記述がない。今後、少人数学級や小学校高学年における教科担任制が導入された場合、教師として優秀な人材を確保することが非常に重要である。採用倍率が低下している現状を鑑み、義務教育や高等学校教育、特別支援教育においても、早急に人材確保の具体的方策を検討すべきではないか（なお教師の処遇に関連し、平成31年1月25日「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」では、教職調整額が4%とされていることについては、人確法が定める「一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置」が相対化している中で、今後の学校における働き方改革の取組の成果を踏まえつつ、必要に応じ中長期的な課題として検討すべきであるとさ

れている)。

- ・ 前回の答申のように、文科省メッセージとして国として取り組むべきことや地方自治体に取り組むべきこと、保護者・地域に取り組むべきこと等を、明確に発信することが必要ではないか。

### 3 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指して

「令和の日本型学校教育」を構築していくためには、「中間まとめ（確定版）」に示されたことを更にブラッシュアップし、国、都道府県、市区町村、学校、保護者、地域等が「最上位の目標」として共通認識して取組を進める中で、常に初心として立ち返る柱、即ち答申としなければなりません。加えて、平成31年1月25日に示された「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」に係る取組を進め、学校における働き方改革を実現していくことが大きな付帯条件となると考えます。

今後の答申の取りまとめに向け、更なる議論を尽くしていただき、未来を担う多様な子供たちの資質・能力を育成するための個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学びを実現する、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた道筋を示していただくことを切に願っております。

全日教連も、引き続き現場の声をエビデンスに、施策推進や予算確保等について提案、提言して参ります。